

「税源移譲」で市・県民税が変わります

「税源移譲」は、国の税金である所得税を引き下げる代わりに、地方の税金である市・県民税を引き上げることによって、税源を国から地方へ移すことです。具体的には、市・県民税と所得税の税率を変えることで税金の納め先の配分を変えていますが、税源移譲の前後で「市・県民税+所得税」の納税者負担額が変わらないよう制度を設計しています。

税源移譲に伴う改正点は、以下のようになります。

☎ 市民税課 (☎内線2231、2236)

1. 市・県民税所得割、所得税の税率構造が変更されます。

◎市・県民税の税率

課税所得	税率		税率	
	市民税	県民税	市民税	県民税
～200万円	3%	2%	6%	4%
～700万円	8%	2%		
700万円超	10%	3%		

※課税所得とは、総所得から所得控除を差し引いた税率をかける直前の金額です。

◎所得税の税率

課税所得	税率	課税所得	税率
～330万円	10%	～195万円	5%
～900万円	20%	～330万円	10%
～1800万円	30%	～695万円	20%
1800万円超	37%	～900万円	23%
		～1800万円	33%
		1800万円超	40%

2. 人的控除額の差に伴う調整控除があります。

市・県民税と所得税では、配偶者控除や扶養控除などの人的控除額に差(表1)があります。したがって、同じ収入金額でも、市・県民税の課税所得は所得税よりも多くなっていますので、市・県民税の税率を5%から10%に引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは、税負担が増えしてしまうことになります。

このため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、市・県民税を減額(表2)することによって、納税者の税負担が変わらないようにしています。

(表1)市・県民税と所得税の人的控除額(例)

控除種別	市・県民税	所得税	控除額の差
基礎控除	33万円	38万円	5万円
配偶者控除	33万円	38万円	5万円
扶養控除	33万円	38万円	5万円
特定扶養控除	45万円	63万円	18万円



(表2)人的控除差による調整控除額

市・県民税の課税所得金額	市・県民税所得割額から控除する額
市・県民税の課税所得金額が200万円以下の方	次の①と②のいずれか小さい金額の5% ①人的控除額の差の合計額 ②市・県民税の課税所得金額
市・県民税の課税所得金額が200万円超の方	{人的控除額の差の合計額 - (市・県民税の課税所得金額 - 200万円)} の5% ※この金額が2500円未満のときは、2500円

(例) 給与所得者：夫婦、子2人(子のうち1人は特定扶養)の4人世帯

(単位：円)

	税源移譲前		税源移譲後		
	平成18年度	平成18年分	平成19年度	平成19年分	
	市・県民税	所得税	市・県民税	所得税	
給与収入	5,000,000				
所得	3,460,000				
所得控除	社会保険料控除	500,000	500,000	500,000	500,000
	配偶者控除	330,000	380,000	330,000	380,000
	特定扶養控除	450,000	630,000	450,000	630,000
	一般扶養控除	330,000	380,000	330,000	380,000
	基礎控除	330,000	380,000	330,000	380,000
	所得控除計	1,940,000	2,270,000	1,940,000	2,270,000
課税所得 (①-②)	1,520,000	1,190,000	1,520,000	1,190,000	
税率	5%	10%	10%	5%	
税額 (③×④)	76,000	119,000	152,000	59,500	
調整控除			16,500		
定率減税	5,700	11,900	廃止	廃止	
税額 (④-⑥-⑦)	70,300	107,100	135,500	59,500	
均等割	4,000		4,000		
税額合計 (⑧+⑨)	181,400		199,000		

- 税源移譲後の税額合計が増えているのは、定率減税が廃止になったことによります。
- 調整控除⑥の算出方法
課税所得金額が、200万円以下の場合
①人的控除額の差の合計額(330,000円)
②課税所得金額(1,520,000円)
のいずれか小さい金額の5%となるので、
330,000円×5%＝
16,500円が調整控除となります。
- 年度は市・県民税、年分は所得税の課税年度です。